

選択型実務修習のガイドラインの概要について

このガイドラインは、選択型実務修習がこれまでにない修習制度であり、これを円滑にスタートさせることを優先的に考慮し、現実的な観点から規定したものであり、今後、選択型実務修習の実施の実情を踏まえ、不断に見直していくこととする。

1 修習地

選択型実務修習は、原則として、分野別実務修習の配属修習地とするものとし、それ以外の修習地における修習は、配属修習地では修習できないものに限定し、期間も3週間を限度とする。

外国での修習は、当面はできないものとする。

2 修習先

(1) ホームグラウンドにおける修習

ホームグラウンドにおける弁護修習は、少なくとも1週間は継続してするものとする。

2か月間すべてホームグラウンドにおける弁護修習をすることも、合理的な理由があれば認める。

* ホームグラウンドとなるべき弁護士事務所が就職予定先であった場合に、これを避けることを原則とはしない。

(2) 個別修習プログラム

分野別実務修習の配属庁会は、その地の実情に応じて、できるだけ多様な個別修習プログラムを提供するように努める。

分野別実務修習の配属庁会が提供するプログラムについては、その配属庁会で実務修習をする司法修習生を対象とする。

司法修習生が就職を予定している弁護士事務所は、個別修習プログラムの受入先とすることはできないものとする。

性質上、特定の地域しか提供することができない修習プログラム(例えば、東京や大阪の地方裁判所における知的財産権訴訟の専門部での修習、法務省における法務行政に関する修習(検察修習)、渉外事務所、知的財産権訴訟を専門とする弁護士事務所での修習)については、全国の司法修習生にも提供する。(全国プログラム)

司法修習生は、法曹の活動に密接な関係を有する分野(民間企業の法務部、地方自治体の法務関係部門等が考えられる)について、自ら開拓して修習先とすることができる。

この場合、司法修習生に、修習内容を記載した書面や、受入先からの受入に関する書面を提出させて、実務修習先として相応しいものかどうかを判断する。

3 指導監督体制

選択型実務修習は、各実務修習地の弁護士会に委託して行い、司法修習生に対する監督は、当該弁護士会長に委託する。

4 修習プランの立案とその審査手続

分野別実務修習の深化と補完という趣旨から、各配属庁会の指導担当で構成される司法修習生指導連絡委員会(以下「指導連絡委員会」という。)は、分野別実務修習開始後なるべく早い時期に個別修習プログラムを提示し、司法修習生は、原則として、分野別実務修習の最後のクールに入ってから応募をする。

全国プログラムは、全国プログラムの提供主体から指導連絡委員会を通じて司法修習生に提示される。司法修習生は、司法研修所を介して、全国プログラムに応募する。

応募者が定員を超えたときは、抽選等の公平な方法により修習を受け入れる者を決定する。この場合、各配属庁会及び全国プログラムの提供主体は、応募者の前提知識や経験等を受入決定の際に考慮することができる。

司法修習生の立てた修習プランについては、原則としてこれを尊重し、ガイ

ドラインに照らして相応しくない点があるときはこれを是正させる。

5 修習成果の評価

司法修習生は、選択型実務修習の終了時点において、修習の成果を記載したレポートを修習担当弁護士を通じて弁護士会に提出する。

弁護士会長は、上記レポートのほか、修習指導担当弁護士及び個別修習先からの修習実績についてのコメントなどに基づいて、修習の成果を評価する。

評価については、合否のみの判定とし、立案した計画が履行されていれば合とし、特に良好な成果を修めた者や、立案した計画の履行が不十分な者など、特記すべき事項があれば、報告書にその旨付記する。

6 選択型実務修習の個別修習プログラムの例（どの配属庁会でも可能と考えられるもの）は、別紙のとおり。

(別紙)

1 裁判所が提供するプログラム

- | | |
|--|--------------|
| (1) 通常事件修習 | 2 週間ないし 1 か月 |
| 分野別実務修習の深化と補完を目的として、通常事件を扱う地方裁判所の民事部又は刑事部における修習 | |
| (2) 特殊事件修習 | 2 週間 |
| 特殊分野の事件（保全，民事執行，破産，民事再生等の事件）を扱う地方裁判所の民事部において行う修習 | |
| (3) 家庭裁判所修習 | 2 週間 |
| 家庭裁判所において行う家事・少年事件の修習 | |

2 検察庁が提供するプログラム

- | | |
|---|------|
| (1) 捜査・公判補完修習（A） | 1 か月 |
| 身柄事件の取調べ，事件処理，公判請求事件の立証計画や，公判提出書類の起案，証人尋問準備や，控訴審議の検討など，分野別実務修習の深化と補完を目的とする修習 | |
| (2) 捜査・公判補完修習（B） | 2 週間 |
| 同上 | |
| (3) 刑事関連施設等見学修習 | 1 週間 |
| 分野別実務修習で実施しない刑事関連施設見学や矯正・保護の実情に関する知識を深化させることを目的とする修習 | |
| (4) その他 | 1 週間 |
| (3)の見学修習の希望者が多いときには，2 回に分けて実施することも必要で，その場合の予備の 1 週間に当てることができるほか，各地方検察庁の実情や所属する検察官の個人的な能力（簿記・会計、外国法、条例審査）を踏まえながら各地方検察庁で自由に設定できる（設定しなくてもよい。）プログラム | |

3 弁護士会が提供するプログラム

- (1) 分野別実務修習の配属先弁護士事務所（ホームグラウンドとなる弁護士事務所）以外の弁護士事務所での修習 1週間ないし2週間
- (2) 特殊事件（保全事件，民事執行事件，倒産事件，行政事件，労働事件，家事事件，少年事件等）についての修習 適宜必要な日数
- (3) 弁護士として関与すべき専門分野（消費者問題，サラ金・クレジット問題，民事介入暴力，交通事故，子どもの人権，高齢者・障害者問題，犯罪被害者支援など，ほとんどの弁護士会で対応可能な分野）における修習 適宜必要な日数
- 講義・ゼミナールの実施，当該分野における法律相談の立会（弁護士会や担当弁護士事務所等），当該分野での事件処理（担当弁護士事務所等）等を集中的に研修させる。
- (4) 日本司法支援センター，法律相談センター，公設事務所，あっせん仲裁センター，住宅紛争審査会等の公益的活動の修習 1週間以内
- (5) 新聞社，放送局（報道・社会部），銀行協会，商工会議所，民間企業（法務部門），国民生活センター，消費者センター，自治体の法律関係部門等における修習 1週間以内
- 従来为社会修習のうち法曹の活動と関係の深い分野における修習をする。
- (6) 合同講義（弁護士会の活動，弁護士倫理等）や民事，刑事のゼミナールの実施 適宜必要な日数

(2)及び(3)については，登録制にしておき，適する時期，事件が判明したとき，弁護士会が司法修習生に担当弁護士を割りあてるという方法が考えられる。この場合，他の個別メニューとの競合が生じるおそれがあり，調整を図る必要がある。

4 配属庁会が共同で提供するプログラム

(1) 模擬裁判 1 週間

民事事件又は刑事事件の模擬裁判は、実演及び講評を3日間で行い、他の2日間を模擬裁判の準備期間に充てる。配属庁会3庁が合同で行う。

(2) 過疎地における支部修習 1 週間

過疎地における弁護士の活動及び地方裁判所の支部における事件処理の在り方等の修習を弁護士会と裁判所が共同でプログラムを提供する。

5 その他

フォローアップ修習 随時

選択型実務修習の期間を通じ、分野別実務修習において修習の対象となった特定の事件について、その進行に応じて継続的にする修習